

第24期第11回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和3年6月10日(木)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、西貝孝之、半田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計16名
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 案
  - (1) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第1～11号)
  - (2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第12・13号)
  - (3) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第14・15号)
- 6 協 議 (1) 農業委員会活動の活動計画および点検・評価について(案)
- 7 報 告
  - (1) 特定都市農地貸付けに係る報告書の提出について
  - (2) 練馬区農業委員会後援名義等使用に係る事業計画の変更について
  - (3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第11回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

引き続き緊急事態宣言中ではありますが、感染予防対策を徹底したうえで、本日の総会を開催させていただきます。

よろしく申し上げます。

事 務 局 ただいまの出席委員数は16名です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、尾崎賀一委員と加藤和雄委員にお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年5月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾 崎 賀 一 委 員 5月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、もともと芝を生産していましたが、現在はタマネギやジャガイモ、キュウリなどの野菜が作付けされていました。芝は販売用に管理はしていますが、近年は野菜の生産数を増やしているとのこと。また、クリやカキ、ミカンなどの果樹も植わって

いました。野菜は自家消費で、果樹に関しては近隣配布も行っているとのことです。

境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年5月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、宮本兼一委員お願いします。

宮 本 兼 一 委 員 5月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
こちらの畑は少量多品目栽培で、10種類ほどの野菜が畝ごとに植わっていました。販売方法は近隣住民への摘み取り販売とのことです。  
境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号および第4号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号および第4号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年5月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

続いて、議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年5月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、篠田政巳委員をお願いします。

篠田政巳委員 5月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの農家は鉢花を扱っており、鉄骨でできたガラス張りのハウスの中で、フユサンゴやアサガオ、マリーゴールドなどが生産されていました。トマトやキュウリ、ナスなどの野菜苗の販売も行っています。販売は主に市場出荷ですが、自宅前の直売やJA直売所にも出しているとのことでした。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号および第6号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第5号および第6号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年5月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

続いて、議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年5月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

それでは、井之口喜實夫委員お願いします。

井之口喜實夫委員

5月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

議案第5号の畑では、西側にブルーベリー、東側にブドウが栽培されていました。議案第6号の畑のほとんどはミカン、一部でブドウが栽培されていました。

管理状況に関しては、いずれの畑も草は生えておらず、適切に剪定

されていまして。販売は北と東側の直売所で行っているそうです。  
境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号および第8号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号および第8号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年5月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

続いて、議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年5月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 5月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑では、ウメやアンズ、サクランボの果樹と、サツマイモや

パセリ、ナスなどの露地野菜が作付けされていまして。(2)の畑ではレモンが栽培されていまして。

販売は、自家消費と庭先販売とのことです。境界についても確認しました。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年5月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、井口哲哉委員お願いします。

井 口 哲 哉 委 員 5月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)は一帯の畑の一部で、ブルーベリーの摘み取り農園になっています。草もなく綺麗に剪定されていまして。ブルーベリーは数種類植えられており、既に実がなっているのもありました。

境界についても確認しました。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第10号および第11号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号および第11号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年5月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

続いて、議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年5月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧 島 規 秀 委 員 5月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

議案第10号の畑では、エダマメやトウモロコシ、サトイモが作付けされており、北側には緑肥としてムギが植わっていました。議案第11号の畑では、西側にはクリの木が植わっており、大きくなった木は伐根をして、新たに苗を購入したところです。南側は、ムギが植



えられていました。販売は、コインロッカーとJA直売所です。境界についても確認しました。また、農地が広いと、休む畑と作る畑を分けてみてはどうかと指導しました。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第12号および第13号は一括して審議をお願ひします。事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第12号および第13号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願ひします。

議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。令和3年5月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。相続人は、納税猶予適用農地で「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」による農園用地貸付けを行っています。この場合には、「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明」が必要ですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明と合わせて証明するものです。なお、農園用地貸付けとは、農地を所有していない実施主体が農地所有者から生産緑地を貸し農園として借り、農園利用者に使用収益権を設定することをいいます。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

続いて、議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。令和3年5月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。本件も議案第12号と同様に、農園用地貸付けを行っていますので、引き続き農業経営を行っている旨の証明と合わせて「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明」を行います。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 5月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑は、納税猶予の適用を受けている農地と宅地化農地が混在しており、宅地化農地部分はビニールハウスや農具庫として使用されていました。そのほかに野菜が作付けされていました。納税猶予の農地部分は区画貸し農園として法人に貸し付けをしており、64区画のうち、30区画が利用されているとのことでした。区画部分に少し雑草が生えていましたが、そのほかは綺麗にされていました。当初は71区画で申請していましたが、北側の日照が遮られるという理由で、7区画減らしたとのことでした。区画が減った部分には、パンジーなどの花が植えられていました。また、農具庫が一つと、ハウスの残骸に見える場所があり、夏になるとそこでハヤトウリが収穫できるとのことでした。畑の入り口部分に、車が止められるようになっていることと、農園用に駐輪スペースが確保されていることに対しては、指摘しました。善処していただけるとのことです。境界についても確認しました。所有者の1割従事については、宅地化農地部分によく来ており、そ

の際に本件対象農地の確認等を行っているとのことで、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第14号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和3年5月10日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、証明対象者などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、井之口喜實夫委員お願いします。

井之口喜實夫委員 5月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。農地全体に植木や野菜、果物が混在して栽培されていました。植木はキンモクセイやクロマツ、ハナミズキなど、野菜はトマトやダイコン、キュウリなど、果物はカキやミカン、ウメなどです。雑草などはなく、綺麗に管理されていました。販売については、植木は知り合いの業者が買いに来るとのことです。野菜と果物は庭先販売と近隣配布とのこと。境界についても確認しました。

証明対象者は生前、農作業に従事していたため、適格者として問題はないと思います。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第15号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第15号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和3年5月14日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、証明対象者などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、木村隆昭委員お願いします。

木 村 隆 昭 委 員 5月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらは植木農家で、(1)(4)の畑にはモッコクやハナミズキ、ヤマモモ、(2)(3)の畑には、モミジやモッコク、ハナミズキが植えてあり、東側にはネギやタマネギなどの野菜が作付けされていました。販売については、野菜は近隣配布をしていますが、植木はほとんど売れないとのことでした。

(1)の畑の南側にコンクリートが打ってあったため、納税猶予から

は外すように指摘しました。境界については、(1)の畑の西側と(2)(3)の畑の東側の自宅に面した境界がはっきりとしていなかったため、きちんとしておくように指摘しました。そのほかの境界は確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

石 手 啓 夫 委 員 (1)の畑は舗装してあるとのことですが、再調査はしますか。

木 村 隆 昭 委 員 申請者にはきちんと話をしてきました。納税猶予の適格者証明の際には、しっかりと再確認する必要があると思います。

西 貝 孝 之 会 長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに32ページです。

協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 令和3年度の活動計画および令和2年度の活動結果の点検・評価について下記のとおり決定し、東京都を通じ農林水産省関東農政局へ報告する。

1 令和3年度の目標およびその達成に向けた活動計画(案)です。

I 令和3年4月1日現在の農業委員会の状況です。農家数、農業者数については、2015年の農林業センサスに基づいて記入しております。認定農業者および基本構想水準到達者については、農業委員

会で調査した数値を記載しております。耕地面積、経営耕地面積等の数値を記載しております。耕地面積については、特別区の合算値となっております。その次に、農業委員会の現在の体制、「新制度に基づく農業委員会」の表に記載しております。Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化、Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、Ⅳ 遊休農地に関する措置、それぞれに現状及び課題、令和3年度の目標及び活動計画を記載しております。

練馬区は全域が市街化区域ですので農地の利用集積は困難ですが、貸借制度を活用した担い手へのあっせんや、農地パトロールによる農地の適正管理に引き続き取り組む、といった内容での記載となっております。Ⅴ 違反転用への適正な対応につきまして、こちらも現状及び課題と令和3年度の活動計画を記載しております。

つぎに、2 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案です。こちらは令和2年度の実績について記載しております。内容についてはお目通しください。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件については、これでまとめてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに44ページです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

「特定都市農地貸付けに係る事業計画書の変更について」です。

令和3年4月21日付けで、特定都市農地貸付けに係る事業計画書の変更について報告書が提出されたため、下記のとおり報告する。

【報告者、特定都市農地貸付けに係る農地の所在地などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに46ページです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「練馬区農業委員会後援名義等使用承認について」です。

東京あおば農業協同組合 代表理事組合長から令和3年5月28日付けで事業計画変更届出書が提出されたので、報告するものです。

【変更する事業、変更理由について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに48ページです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和3年5月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 事務局から説明を受けました。  
質問等ございましたら、お願いします。  
(発言なし)  
それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局 特にありません。

西 貝 孝 之 会 長 委員の皆さまからは何かありますか。  
(発言なし)

それでは、以上で第11回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人